

事業担当課一覧（重点項目）

事業番号	事業	重点項目	基本目標	計画記載ページ	担当課①	担当課②	担当課③
3	教育・保育の見込量と確保方策	(1)教育保育の見込量(全体)	Ⅱ	P50-	幼児保育課	-	-
		(2)①教育保育の見込量(北部エリア)	Ⅱ	P51	幼児保育課	-	-
		(2)②教育保育の見込量(中央部エリア)	Ⅱ	P52	幼児保育課	-	-
		(2)③教育保育の見込量(南部エリア)	Ⅱ	P53	幼児保育課	-	-
4	地域子ども子育て支援事業の見込み量と確保方策	①利用者支援事業	Ⅰ	P55	こども政策課	幼児保育課	健康増進課
		②地域子育て支援拠点	Ⅰ	P55	こども政策課	-	-
		③一時預かり	Ⅰ	P56	幼児保育課	こども政策課	-
		④病児保育事業	Ⅰ	P57	幼児保育課	-	-
		⑤子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	Ⅰ	P57	こども政策課	-	-
		⑥子育て短期支援事業	Ⅰ	P58	こども未来課	-	-
		⑦乳児全戸訪問事業	Ⅰ	P58	健康増進課	-	-
		⑧妊婦健康診査事業	Ⅰ	P59	健康増進課	-	-
		⑨養育支援訪問事業及び要保護児童等支援事業	Ⅰ	P59	健康増進課	こども未来課	こども政策課
		⑩時間外保育事業(延長保育事業)	Ⅱ	P60	幼児保育課	-	-
		⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業	Ⅱ	P60	幼児保育課	-	-
		⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	Ⅱ	P60	幼児保育課	-	-
		⑬放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	Ⅲ	P61	こども育成課	-	-
		⑭放課後子供教室	Ⅲ	P62	こども育成課	-	-
5	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	①子育てのための施設等利用給付について	Ⅱ	P63	幼児保育課	-	-
		②茨城県との連携について	Ⅱ	P63	幼児保育課	-	-

重点項目評価表（評価の基準）

評価	進捗度（数値上の目安※（実際の確保数値/目標確保数値）	
A	計画に先行して進んでいる	100%超
B	おおむね計画通り	80%-100%
C	遅れが生じている	50%-80%未満
D	大幅に遅れが生じている	50%未満

※数値は目安であり、数値に現れない事業事情や新型コロナウイルスなどの影響により数値が伸びなかった等の場合には、担当課の判断において数値の範囲にかかわらず評価を行っています。

目標数値（確保方策）の記載がない事業についてはA B C Dの評価はせず、事業実績の確認と意見がある場合にはいただいたご意見、ご指摘等を以って評価とさせていただきます。

重点項目評価表（評価一覧）

事業番号	事業	重点項目	担当課の評価		
3	教育・保育の見込量と確保 方策	(1)教育保育の見込量 (全体)	1号認定		B
			2号認定	幼児期の学校教育の 利用希望が強い	A
				左記以外	A
			3号認定	0歳児	A
				1・2歳児	A
			(2)①教育保育の見込量 (北部エリア)	1号認定	
		2号認定		幼児期の学校教育の 利用希望が強い	
				左記以外	B
		3号認定		0歳児	B
				1・2歳児	B
		(2)②教育保育の見込量 (中央部エリア)		1号認定	
			2号認定	幼児期の学校教育の 利用希望が強い	B
				左記以外	A
			3号認定	0歳児	A
				1・2歳児	A
(2)③教育保育の見込量 (南部エリア)	1号認定			B	
	2号認定	幼児期の学校教育の 利用希望が強い	A		
		左記以外	B		
	3号認定	0歳児	B		
		1・2歳児	B		
	4	地域子ども子育て支援事業 の見込み量と 確保方策	①利用者支援事業	基本型・特定型	
母子保健型				B	
②地域子育て支援拠点事業			施設数		B
			出張ひろば数		B
③一時預かり事業			幼稚園型	在園児対象型	C
				施設数	C
			幼稚園型以外	全体	A
				うち一時預かり	A
				施設数	A
④病児保育事業			病児対応型		A
			施設数		A
⑤子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・セン ター事業)			全体		B
	うち就学後		B		
	提供会員数		B		

事業番号	事業	重点項目	担当課の評価		
4	地域子ども子育て支援事業の見込み量と確保方策	⑥子育て短期支援事業	確保人数		D
			施設数		B
		⑦乳児家庭全戸訪問事業			B
		⑧妊婦健康診査事業	延べ回数		B
		⑨養育支援訪問事業及び要保護児童等支援事業			A
		⑩時間外保育事業(延長保育事業)			A
		⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業	物品購入費等		B
			副食費		B
		⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業			
		⑬放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	新たに開設する公設児童クラブの箇所数		B
			新たに開設する公設児童クラブのクラブ数		B
			新たに開設する民間児童クラブのクラブ数		B
		⑭放課後子供教室	放課後子供教室のイベント開催	イベント実施回数	C
			放課後子供教室の定期開催実施校	学校数	B
イベント実施回数	B				
5	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	①子育てのための施設等利用給付について			
		②茨城県との連携について			

(1)市全体の教育・保育の見込量と確保方策（プランP.50）

エリアごとの人口の見込みとニーズ調査から算出した教育・保育の見込量を勘案して、教育・保育施設の新設や定員増を基本とした確保量の拡充を図ります。

- 1号・・・幼稚園・認定こども園 3～5歳
- 2号・・・保育所（園）・認定こども園 3～5歳
- 3号・・・保育所（園）等 0～2歳

単位：人

年度	区分	1号認定		2号認定						3号認定							
		1号認定	実際の量	評価	2号認定		実際の量		評価		3号認定		実際の量		評価		
					幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	
令和3年度	①量の見込み	2,567	1,604		1,037	3,748		4,234			539	2,561	728	2,666			
	②確保方策	特定教育・保育施設	3,661	3,397		410	4,203	430	4,456			781	2,445	817	2,503		
		確認を受けない幼稚園	1,370	1,480		40		40									
		特定地域型保育事業									47	137	69	275			
		企業主導型保育施設の地域枠					78		94		36	87	37	102			
	③確保見込量（②の合計）	5,031	4,877	B	450	4,281	470	4,550	A	A	864	2,669	923	2,880	A	A	
過不足（③－①）	2,464	3,273		-587	533	470	316			325	108	195	214				

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

①実際の量、2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いについて、保育所申込等から算出はできないため、左記以外のみ記載。
 ②確保方策の実際の量については、認定こども園（幼保連携型及び幼稚園型）分の2号定員分を幼児期の学校教育の利用希望が強い確保方策として記載。

①北部の教育・保育の見込量と確保方策（プランP.52）

エリアごとの人口の見込みとニーズ調査から算出した教育・保育の見込量を勘案して、教育・保育施設の新設や定員増を基本とした確保量の拡充を図ります。

単位：人

年度	区分	1号認定		2号認定						3号認定							
		1号認定	実際の量	評価	2号認定		実際の量		評価		3号認定		実際の量		評価		
					幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	
令和3年度	①量の見込み	169	60		122	307		391			14	203	40	211			
	②確保方策	特定教育・保育施設	280	240			563		548			36	204	36	196		
		確認を受けない幼稚園	420	420													
		特定地域型保育事業															
		企業主導型保育施設の地域枠															
	③確保見込量（②の合計）	700	660	B	0	563	0	548	B	36	204	36	196	B	B		
過不足（③-①）	531	600		-122	256	0	157		22	1	-4	-15					

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

【区分】の中の②確保方策「確認を受けない幼稚園」の1号認定と実際の量について、いなほ幼稚園（前野・定員420名）は北部に位置するが、計画と合わせて中央部に計上した。

②中央部の教育・保育の見込量と確保方策（プランP.53）

エリアごとの人口の見込みとニーズ調査から算出した教育・保育の見込量を勘案して、教育・保育施設の新設や定員増を基本とした確保量の拡充を図ります。

単位：人

年度	区分	1号認定		2号認定						3号認定							
		1号認定	実際の量	評価	2号認定		実際の量		評価		3号認定		実際の量		評価		
					幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	
令和3年度	①量の見込み	2,278	1,450		851	3,216		3,609			511	2,211	660	2,333			
	②確保方策	特定教育・保育施設	2,611	2,437		320	3,473	300	3,741			704	2,109	740	2,175		
		確認を受けない幼稚園	950	1,060		40		40									
		特定地域型保育事業									47	137	69	275			
		企業主導型保育施設の地域枠					78		94		36	87	37	102			
	③確保見込量（②の合計）	3,561	3,497	B	360	3,551	340	3,835	B	A	787	2,333	846	2,552	A	A	
過不足（③-①）	1,283	2,047		-491	335	340	226			276	122	186	219				

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

【区分】の中の②確保方策「確認を受けない幼稚園」の1号認定と実際の量について、いなほ幼稚園（前野・定員420名）は北部に位置するが、計画と合わせて中央部に計上した。

③南部の教育・保育の見込量と確保方策（プランP54）

エリアごとの人口の見込みとニーズ調査から算出した教育・保育の見込量を勘案して、教育・保育施設の新設や定員増を基本とした確保量の拡充を図ります。

単位：人

年度	区分	1号認定		2号認定						3号認定							
		1号認定	実際の量	評価	2号認定		実際の量		評価		3号認定		実際の量		評価		
					幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	
令和3年度	①量の見込み	120	94		64	225		234			14	147	28	122			
	② 特定教育・保育施設	770	720		90	167		130		167	41	132	41	132			
	確認を受けない幼稚園																
	特定地域型保育事業																
	企業主導型保育施設の地域枠																
	③確保見込量（②の合計）	770	720	B	90	167		130		167	A	B	41	132	41	132	B
過不足（③-①）	650	626		26	-58		130		-67			27	-15	13	10		

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

①利用者支援事業（プランP55）

子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

令和3年度評価

（単位：か所）

	①量の見込み	②確保方策	③実際の確保量	評価
基本型・特定型	1	1	1	B
母子保健型	4	4	4	B

担当

基本型・・・こども政策課
特定型・・・幼児保育課
母子保健型・・・健康増進課

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

【基本型・特定型】

カウントしている1か所は特定型での実施数
<基本型>については令和4年度から子育て総合支援センター（つくば市流星台61-1）に利用者支援専門員を配置し、事業を開始。

②地域子育て支援事業（プランP55）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

令和3年度評価

（単位：か所）

区分					評価
①量の見込み (年間利用人数)	202,804人	②確保方策	施設数	9	/
			出張ひろば数	6	
④実際の量 (年間利用人数)	51,490人	③実際の確保量	施設数	10(9)	
			出張ひろば数	6	
					B
					B

（③実際の確保量は9施設であるため「B」評価とした。）

参考

施設数・・・地域子育て支援拠点数

出張ひろば数・・・

北条保育所（子育て総合支援センター）

茎崎交流センター（子育て総合支援センター）

春日交流センター（子育て総合支援センター、なないろくらぶ）

大穂交流センター（チェリークラブ、こどもの森広場）

二の宮交流センター（かつらぎクラブ、花畑ひろば）

市民ホールやたべ（おとなり、すぎのこクラブ）

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

・施設数の令和3年度実績は「111%」だが、新型コロナウイルス感染症の影響で、1施設（おひさまクラブ）が令和2年度下期から令和3年度末まで休止していたため「B」評価とした。（おひさまクラブについては令和4年度から再開している。）

※④実際の量（年間利用人数）は各地域子育て支援拠点の子育て広場と各出張広場の利用者の合計である。

（親子の組数ではなく、来場者した人数で計算）

③一時預かり事業（プランP56）

【幼稚園型】

1号認定者を対象とする幼稚園や認定こども園において、保護者の希望に応じて、主に教育時間後や土曜・日曜、長期休業期間中に、幼稚園において教育活動を行う事業です。

令和3年度評価

幼稚園型

（単位：人、か所）

区分					評価	
①量の見込み (年間利用人数)	4,266人	②確保方策	在園児対象型	6,240	/	
			施設数	2		
①実際の量 (年間利用人数)	3,836	③実際の確保量	在園児対象型	4,700		
			施設数	1		
						C
						C

【幼稚園型以外】

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、保護者が家庭での保育が困難となった乳幼児を一時的に預かる事業です。

幼稚園型以外

（単位：人、か所）

区分					評価
①量の見込み (年間利用人数)	45,971人	②確保方策	全体	42,933	/
			うち一時預かり	40,320	
			施設数	28	
①実際の量 (年間利用人数)	17,491	③実際の確保量	全体	58,838	
			うち一時預かり	57,053	
			施設数	36	
					A
					A
					A

担当等

こども政策課…子育て総合支援センターで実施している一時預かり事業の利用人数（ア）
 …つくば子育てサポートサービスで就学前児童を対象とした利用人数（イ）
 幼児保育課 …それ以外の利用人数（ウ）及び施設数（エ）

③実際の確保量のカウント方法

全体…（ア） + （イ） + （ウ） 1,697（人） + 1,785（人） + 55,356（人） = 58,838（人）
 一時預かり…（ア） + （ウ） 1,697（人） + 55,356（人） = 57,053（人）
 施設数…（エ） + 2（子育て総合支援センターとつくば子育てサポートサービス） = 36（施設）

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

新型コロナウイルス感染症の影響により、利用控えが多かった。

④病児保育事業（プランP.57）

乳幼児等が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。

令和3年度評価

（単位：人、か所）

区分					評価
①量の見込み （年間利用人数）	1,737人	②確保方策	病児対応型	2,880	/
			施設数	4	
①実際の量 （年間利用人数）	864	③実際の確保量	病児対応型	6,396	
			施設数	6	
					A
					A

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

- ・実際の確保量について、休所中の施設1施設分（確保量：738）を含む。
- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響により、利用控えが多かった。
- ・児童が発熱の場合、保護者の雇用先においても自宅待機や休暇取得を促すことが常態化し、結果的に利用者数が伸びなかった。

⑤子育て援助活動支援事業（プランP57）

乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

令和3年度評価

（単位：人）

区分					評価
①量の見込み （就学後）	1,258	②確保方策	全体	3,920	/
			うち就学後	1,307（447）	
			提供会員数	245	
①実際の量 （就学後）	444	③実際の確保量	全体	2,229	
			うち就学後	444	
			提供会員数	209	
					B
					B
					B

（②確保方策（447）に対し、③実際の確保量444のため「B」評価とした。）

参考

・就学前の子どもを持つ利用者に対する活動は全て乳幼児の一時預かりとみなして、③一時預かり事業の【幼稚園型以外】の「全体」の項目に計上するため、本項目の実績は就学後で評価する。
 ・提供会員168人、利用・協力会員（自身でもサービスを利用し提供会員でもある者）41人の合算値209人を提供会員数として計上した。

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】
 ③実際の確保量内の「全体」と「うち就学後」について、新型コロナウイルス感染症の影響で、利用者数は伸びていないが、事業の実施体制は整備しており、実際に申込をされた方についてはほとんど全員（※）に対してサービスを提供していることからB評価とした。※利用者側と提供会員とのニーズがマッチングしない等の理由から、サービス提供に至らないケースもある。

⑥子育て短期支援事業（プランP.58）

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

令和3年度評価

（単位：人、か所）

区分					評価
①量の見込み （年間利用人数） （※延べ利用日数 単位：日）	201人	②確保方策	確保人数 （※延べ利用日数 単位：日）	153	/
			施設数	6	
①実際の量 （年間利用人数） （※延べ利用日数 単位：日）	6	③実際の確保量	確保人数 （※延べ利用日数 単位：日）	6	
			施設数	6	
					D
					B

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

事業を委託している近隣の児童養護施設には限りがあり、確保方策人数に限界がありますので、一時預かりサービスを案内したり、必要に応じて児童相談所へ依頼し、一時保護してもらうなど児童の養育先の確保を行っております。契約している6施設も定員超過で受け入れが困難である場合も多いため、今後は里親家庭において児童を預かる「ショートステイ里親」を実施し、受け入れ可能人数を増やしていきます。

また、新型コロナウイルスの影響により利用前にPCR検査を求められ、それが利用のハードルとなっていたことから、令和4年1月から、PCR検査にかかる費用の助成を始めました。令和4年度も引き続き実施し、事業の利用を促進していきます。

⑦乳児家庭全戸訪問事業（プランP58）

保健師がおおむね生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴・相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握等を行う事業です。

令和3年度評価

（単位：人）

区分				評価
①量の見込み （出生見込数）	2,133	②確保方策	2,133 (2,203)	
①実際の量 （年間利用人数）	2,170	③実際の確保量	2,170	
				B

（令和3年度の実際の実際の乳児家庭全戸訪問対象数2,203人に対しての
③実際の確保量2,170人は98.5%であるため「B」評価とした）

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

②確保方策（2,133人）に対する③実際の確保量（2,170人）としては102%と100%を超えているものの、令和3年度の実際の実際の乳児家庭全戸訪問対象数2,203人に対しての③実際の確保量2,170人は98.5%であるため「B」評価とした。

⑧妊婦健康診査事業（プランP.59）

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対して、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じて医学的検査を実施する事業です。

令和3年度評価

（単位：人、回）

区分					評価
①量の見込み （延べ人数）	2,169人				
①量の見込み （延べ回数）	30,366回	②確保方策	延べ回数	30,366	
①実際の量 （延べ人数）	2,264人	③実際の確保量	延べ検診回数	25,637	
①実際の量 （延べ回数）	25,637回				

参考

量の見込み（①・延べ回数）30,366回は、2,169人×14回（一人最大14回検査できるため）で算出。
そのため、確保方策（延べ回数）で評価を行う。

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

- ・妊婦全員が妊婦健康診査を14回受診するわけではない。健診回数は実際に必要な人数に対応している。
- ・①量の見込み（延べ人数）は、翌年度の⑦の乳児家庭全戸訪問事業の見込み数とリンクしていることから延べ人数ではなく実人数である。
- ・令和3年度中に妊婦健康診査を受診した人数は約3,000人だが、①実際の量（延べ人数）は乳児家庭全戸訪問事業の実績に相当する実績値として妊婦健康診査の第1回目（14回の中で1回目受診券を使う方が受診者が一番多いため）を計上した。

⑨養育支援訪問事業及び要保護児童等支援事業（プランP.59）

【養育支援訪問事業】

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【要保護児童等支援事業】

要支援児童・要保護児童等を支援するために、要保護指導対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の取組を行う事業です。

令和3年度評価

（単位：人）

区分				評価
①量の見込み (延べ訪問回数)	255回	②確保方策 (延べ訪問人数)	255	/
①実際の量 (延べ訪問回数)	266回	③実際の確保量	266	
				A

担当等

<p>健康増進課…①実際の量、③実際の確保量欄 子育て相談室…要保護児童対策地域協議会開催数欄</p> <p>養育支援訪問中、専門型（健康増進課）分のみで見込を出しているため、③実際の確保量についても健康増進課分のみで比較しています。 ホームスタート（こども政策課）については、以下自由記述欄で説明しています。</p>

<p>要保護児童対策地域協議会開催数 (令和3年度)</p>
37

<p>【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】</p> <p>延べ訪問回数はR2の307件よりも減少している。減少の理由としては、乳児家庭全戸訪問の対象者及び実施者数がR2よりもR3で減少していることが考えられる。ただし、計画策定当初に比べて精神疾患既往のある妊婦や精神的に不安定な産婦が増加しており、見込みより多く実施している。</p> <p>【こども政策課】ホームスタート事業のR3実績 問い合わせ件数：17件、説明訪問件数：19件、利用申込数：10件、許可件数：9件、延べ訪問回数：60件 ※説明訪問と利用申込数の差は、説明訪問時にホームスタート事業の内容を聞いて利用につながらない方が一定数いるため。主な理由は、申込者がホームスタートを単純な無料家事手伝いと考えているケース等。</p>

⑩時間外保育事業（延長保育事業）（プランP.60）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所や認定こども園等で保育を実施する事業です。

令和3年度評価

（単位：人、施設）

区分				評価
①量の見込み （一日当たりの利用人数）	245人	②確保方策 （施設数）	82	
①実際の量 （一日当たりの利用人数）	1,817	③実際の確保施設数	87	
				A

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

1日当たりの利用人数の実際の量については、利用定員数のうち20%又は25%で計上した。

20%：公立保育所・認定こども園・小規模保育事業

25%：民間保育園

⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業（プランP.60）

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して支払うべき日用品、文房具等その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等や新制度未移行幼稚園における服飾の提供にかかる費用の一部を補助する事業です。

令和3年度評価

（単位：人）

区分				評価
①量の見込み（単位：人） （物品購入費等）	15（8）	②確保方策 （物品購入費等）	なし（見込人数に対し100%対応）	/
①量の見込み（単位：人） （副食費）	300（107）	②確保方策 （副食費）	なし（見込人数に対し100%対応）	
①実際の量（単位：人） （物品購入費等）	8	③実際の確保人数 （物品購入費）	8	
①実際の量（単位：人） （副食費）	107	③実際の確保人数 （副食費）	107	
				B
				B

（実際の量8（物品購入費等）、107（副食費）に対して、それぞれ実際の確保人数、（物品購入費等）、107（副食費）であるため「B」評価とした。）

参考

量の見込みと確保人数を比較した結果の達成率が出て、実際の必要量に対して100%の対応を行っていれば、その旨を補足として記載。

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

・実際の必要量に対しては100%の供給ができているため、評価はBとしている。

⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（プランP.60）

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

令和3年度評価

※子ども・子育て支援プランに具体的な見込量、確保方策の記載なし。

令和3年度における特定教育・保育施設等の参入実績（法人の種類と数（認可数と参入法人数））について記載願います。

◆認可保育所：1施設1法人

（内訳）社会福祉法人1：新規参入1（本部市内）

◆小規模保育事業：4施設4法人

（内訳）社会福祉法人1：既存法人1（本部市内）

株式会社 3：新規参入1（本部県内）、既存法人2（本部県外）

【用語】

新規参入：特定教育・保育施設等の運営実績がない法人

既存法人：特定教育・保育施設等の運営実績がある法人

本部市内：法人の本部や本店所在地が市内にある法人

本部県内：法人の本部や本店所在地が県内にある法人（つくば市以外）

本部県外：法人の本部や本店所在地が県外にある法人

⑬放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（プランP.61）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に小学校の余裕教室、児童館及び児童クラブ施設を利用して適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図る事業です。

令和3年度評価

【量の見込み】 (単位：人)

区分		実績	①見込み	①実際の量
		R2	R3	R3
児童クラブ員数	1年生	1,178	1420	1290
	2年生	1170	1378	1159
	3年生	1,016	1044	1051
	4年生	676	714	772
	5年生	466	444	466
	6年生	240	243	275
	合計	4,746	5,243	5,013
児童クラブ数		118	136	132

【目標整備量】 (単位：か所、クラブ)

区分	令和3年度 (③確保目標)	④実際の整備量	評価
新たに開設する公設児童クラブの箇所数	3	4 (3)	B
新たに開設する公設児童クラブのクラブ数※	6	7 (6)	B
新たに開設する民間児童クラブのクラブ数	9	9	B

※公設クラブ箇所数×2
=公設クラブ数

(④実際の整備量における「新たに開設する公設児童クラブの箇所数」、「新たに開設する公設児童クラブの箇所数」はそれぞれ(3)、(6)であるため「B」評価とした。)

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

新設（上郷1施設2クラブ、柳橋1施設1クラブ、荃崎第一1施設2クラブ、吉沼1施設2クラブ）4か所、7クラブ
柳橋小学校児童クラブについては専用施設を新設したものの、もともと学校施設内で運営していたクラブの運営場所変更である。
したがって新たに開設する公設児童クラブの箇所数及びクラブ数については達成率が100%を超えているが、B評価としている。

⑭放課後子供教室（プランP62）

放課後において、学校施設等を活用してすべての児童の安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することで、児童の社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を養う事業です。

令和3年度評価

【量の見込み】

■放課後子供教室のイベント開催

区分	実績	①見込み		②実施回数 (実際の確保数)	評価
	H30	R2	R3	R3	
イベント実施回数	138	168	183	59 (103)	C

※定期開催除く

②実際の回数（実際の確保数）は（103）であるため、

【量の見込み】

■放課後子供教室の定期開催実施校

区分	実績	①見込み		②実施回数 (実際の確保数)	評価
	H30	R2	R3	R3	
学校数	1	3	3	3	B
イベント実施回数	79	320	330	267	B

【確保方策と大きな差が出ている場合その理由など（自由記述）】

■放課後子供教室のイベント開催について

新型コロナウイルスの影響を受けながらも年間103回の実施を予定していたが、一斉休校や学年・学級閉鎖等が発生したため、59回の実施となった。

中止となってしまった44回分についても実施計画等は作成しており、一斉休校等の発生がなければ、予定どおり実施でき約56%の達成率であったためC評価としている。

子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保（プランP.63）

①子育てのための施設等利用給付について

子ども・子育て支援法第30条の11に基づき、新制度に移行していない幼稚園に対して施設等利用費を給付する場合は、幼稚園における円滑な運営に支障を来す事のないように一月ごとに給付を行います。

また、預かり保育事業や認可外保育施設等の利用料については、複数のサービスや施設を利用した場合にはそれぞれの利用料を合算し、上限額の範囲内において子育てのための施設等利用給付を受けることができるため、償還払いを原則とし、過誤請求・支払い防止に努めます。また、給付の実施回数は年4回を目安とします。

<プランに対する実績について（※実施できたことや今後の課題など自由に記述ください。）>

新制度未移行の幼稚園に対しての利用給付については、毎月遅滞なく、円滑に給付することができた。

預かり保育、認可外保育施設の利用児童の保護者に対して行う利用料の償還払いについては、過去の実績から利用見込みのある児童の保護者に対して手続きの案内をし、円滑に進めることができた。

また、償還払いによる給付の実施回数及び設定期限について、利用者の利便性や事務の負担軽減等を考慮しながら見直しを含めて、今後検討していく。

子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保（プランP.63）

②茨城県との連携について

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、茨城県に対し、施設等の所在等の情報提供、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請していく等、協力・連携をしていきます。

<プランに対する実績について（※実施できたことや今後の課題など自由に記述ください。）>

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示について、茨城県と協力・連携をすることで、施設等利用給付費の公平・公正な給付を実施することができた。